

セーフティネット5号認定要件に関して

認定申請者に対して適用される要件を全体的に整理すると下表のとおり。どの要件に係る認定申請を行うかは申請者が選択することが可能です。したがって、例えば、主たる業種が指定業種であることを確認できるが、主たる業種が認定基準を満たさない（番号3の兼業者要件2を満たさない）という場合であっても、番号4の兼業者要件3に係る認定申請及び認定を行うことは可能です。

番号	認定申請者の類型		適用される基準	申請・確認する売上高等	申請書様式・計算書
1	単一事業者 (1つの細分類業種に属する事業のみを行っていることを確認できる者)		特定中小企業者認定 要領4(5)(イ) または(ロ)の要件	【単一事業者】 企業全体	(イ) - ① (ロ) - ①
2	兼業者 (2以上の細分類業種に属する事業を行っている者)	全て指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる者	特定中小企業者認定 要領4(5)(イ)(ロ) の基準	【兼業者要件1】 企業全体	
3		どの業種が主たる業種であるのか確認でき、かつ当該主たる業種が指定業種であることを確認できる者	特定中小企業者認定 要領4(5)(イ)、(ロ) の基準	【兼業者要件2】 主たる業種 及び 企業全体	(イ) - ② (ロ) - ②
4		1以上の指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる者	特定中小企業者認定 要領4(5)(イ)、(ロ) の基準	【兼業者要件3】 指定業種 及び 企業全体	(イ) - ③ (ロ) - ③

【申請に必要な書類】

- 認定申請書 2通（1通は市控え）・計算書・「信用保証委託申込書」のコピー
- 営んでいる事業が全て指定業種に属することが証明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証、履歴事項全部証明書など）。
- 申請者以外の方が窓口にいच्छる場合は、委任状（様式任意）。
- (イ):売上高が分かる書類等（最近3か月分と前年同期分、例えば試算表や売上台帳青色申告書など）。
- (ロ):売上原価、仕入れ価格等を確認できる書類（最近3か月分と前年同期分）
- (ハ):理由書（円高が当該申請人の経営に影響を与えている具体的な理由等について記載のこ）、売上高が分かる書類等。（見込みの期間を含む3か月分と前年同期分、例えば、試算表や売上台帳など）